

国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることで、インバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 特定非営利活動法人

オ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

カ 地方公共団体の観光協会及び広域観光推進機構

キ 法律により直接設立された法人

ク 民間企業等で構成する協議会その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及びインターネット等を活用した周知

イ 間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 間接補助事業者から得られた情報のとりまとめ、分析及び広報活動

キ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条及び第19条並びに第20条に準じた事項及び本実施要領第4で定める事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第17条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議して審査基準を決定する。なお、審査基準（案）の作成に当たっては、別表第4に掲げる事項を加点要素に加えるものとする。

② 補助事業者は、自然環境局長と協議の上、間接補助金交付先の採択を行う。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。

② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接

補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、事業効果及び国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業の促進に係る進捗等に関する事業報告書を環境省が指定する者に定期的に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和3年2月19日から施行する。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付率
コンテンツの造成事業	国立・国定公園等の自然を活用したグランピング、地場製品の提供、ナイトタイム ^{*1} 、野生動物観光 ^{*2} ロングトレイル ^{*3} 、里地里山の暮らし体験、ワーケーション等の滞在型コンテンツ造成に係る事業 ^{*4} （対象事業の内容については、別表第2のうち1. に定めるものとする）	事業を行うために必要な人件費及び業務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、社会保険料、雑役務費、資材購入費をい、内容については、別表第3に定めるものとする。）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（都道府県、市町村、地方自治法第281条第1項の特別区及び第284条第1項の地方公共団体の組合が事業を実施する場合は常勤職員の人件費及び社会保険料を除く）	補助事業者が必要と認められた額	ア. 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ. アにより算出された額と第3欄に掲げる間接補助対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
地域一体となった効果的なコンテンツ提供の検討事業	国立・国定公園等での滞在型コンテンツ受入体制の整備、統一的なブランディング等に関する	事業を行うために必要な人件費及び業務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本	補助事業者が必要と認められた額	ア. 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ. アにより算出

	<p>計画策定・改訂等に係る事業 ※⁴（対象事業の内容については、別表第2のうち2.に定めるものとする）</p>	<p>費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、社会保険料、雑役務費、資材購入費をい、内容については、別表第3に定めるものとする）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（都道府県、市町村、地方自治法第281条第1項の特別区及び第284条第1項の地方公共団体の組合が事業を実施する場合は常勤職員の人件費及び社会保険料を除く）</p>		<p>された額と第3欄に掲げる間接補助対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>地域一体となった効果的なコンテンツ提供体制の整備事業</p>	<p>地域一体となった効果的なコンテンツ提供の検討に基づく※⁵、国立・国定公園等でのコンテンツ提供体制整備に係る事業※⁴（対象事業の内容については、別表第2のうち3.に定めるものとする）</p>	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、社会保険料、雑役務費、資材購入費をい、内容については、別表第3に定めるものと</p>	<p>補助事業者が必要と認めた額</p>	<p>ア. 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ. アにより算出された額と第3欄に掲げる間接補助対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に</p>

		する) 並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費 (都道府県、市町村、地方自治法第281条第1項の特別区及び第284条第1項の地方公共団体の組合が事業を実施する場合は常勤職員の 人件費及び社会保険料を除く。)		1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
--	--	--	--	------------------------------------

※1 ナイトタイムのコンテンツ造成については、国立・国定公園外の国民保養温泉地での実施も補助の対象とする。

※2 野生動物観光については、国指定鳥獣保護区等の国立・国定公園外での実施も補助の対象とする。

※3 ロングトレイルは、国立・国定公園外の長距離自然歩道又は国立・国定公園への利用促進に資するその他の自然歩道での実施も補助の対象とする。

※4 国立・国定公園の周辺地域での活動についても利用上関連する場合は、補助の対象とする。

※5 地域一体となった効果的なコンテンツ提供の検討事業と同時に実施するもの又は既存の地域の計画や方針等(例えば、国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラムやエコツーリズム全体構想等)に基づくものを対象とする。

別表第2

項目及び内訳	事業内容
1 コンテンツの造成事業	<ul style="list-style-type: none"> ①コンテンツ造成に係るコンサルティング、事業計画の策定 ②自然環境状況や利用状況の調査等、コンテンツ造成に向けた必要な調査 ③テストマーケティングまたはファムトリップの実施 ④コンテンツ造成に係るパンフレットやホームページ等の情報発信媒体の整備及び多言語化・デジタル化、キャッシュレス化 ⑤多言語対応を行うための人材の確保及び研修の開催 ⑥コンテンツの造成に関連した海外のメディア招聘や旅行博出展等のプロモーションの展開 ⑦上記に必要な備品・資材等の購入及び賃借
2 地域一体となった効果的なコンテンツ提供の検討事業	<ul style="list-style-type: none"> ①計画策定・改定等のための地域関係者や有識者等による協議会等の開催 ②自然環境状況や利用状況の調査等、計画策定・改定等のために必要な調査 ③計画策定・改定等に係るコンサルティング
3 地域一体となった効果的なコンテンツ提供体制の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ①ビジターセンター等におけるアクティビティ情報の一元的な提供等 ②新型コロナウイルス感染症の防止対策（利用者数コントロールのための調査・対策実施など） ③複数事業者が活用する体験フィールドの環境整備（清掃、簡易修繕など） ④自然環境情報等の収集とコンテンツ事業者への提供 ⑤インバウンド対応のためのコンテンツ事業者向けの人材育成 ⑥コンテンツ提供のための二次交通の構築に向けたトライアル実施 ⑦上記に必要な備品・資材等の購入及び賃借

別表第3 業務費の区分と内容

費目	細分	内容
人件費	人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
	旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、交通費、日当及び宿泊に要する経費をいう。
	備品費	概ね単位が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
	消耗品費	概ね単位が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。 但し、事務用消耗品を除く。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
	通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
	借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利払等に要する経費をいう。
	会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
	賃金	日々雇用者に対する賃金支払に要する費用をいう。
	社会保険料	事業を行うために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいう。
	雑役務費	保険料、振込手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。	

別表第4 審査基準案における加点要素

<p>1. 環境省主要施策との関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人の誘客が見込める地域において実施される事業であること。 ・コンテンツの造成事業については、地域一体となった効果的なコンテンツ提供の検討事業又は既存の地域の計画や方針等と連携がなされていること。
<p>2. 地域資源の持続的な活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その地域ならではの資材や資源、魅力を活かした事業等、地域資源の持続的な活用に資する活動を含む事業計画となっていること。
<p>3. 自然環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・創出されたコンテンツの売り上げの一部が国立公園の景観保全に活かされる事業となっている等、良好な自然環境の保全に資する事業計画となっていること。 ・事業内容に自然環境への負荷を低減する取組が記載されている等、環境保全に配慮した事業計画となっていること。
<p>4. 活動の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の目的と数値目標が適切に設定されていること。
<p>5. 活動の広範性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的にモデルとなるようなものであること。 ・事業実施主体の活動及び事業費の規模が適正なものであること。
<p>6. 活動の発展性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の継続について見込みを立てており、補助事業終了後も組織として活動を継続する体制があること。